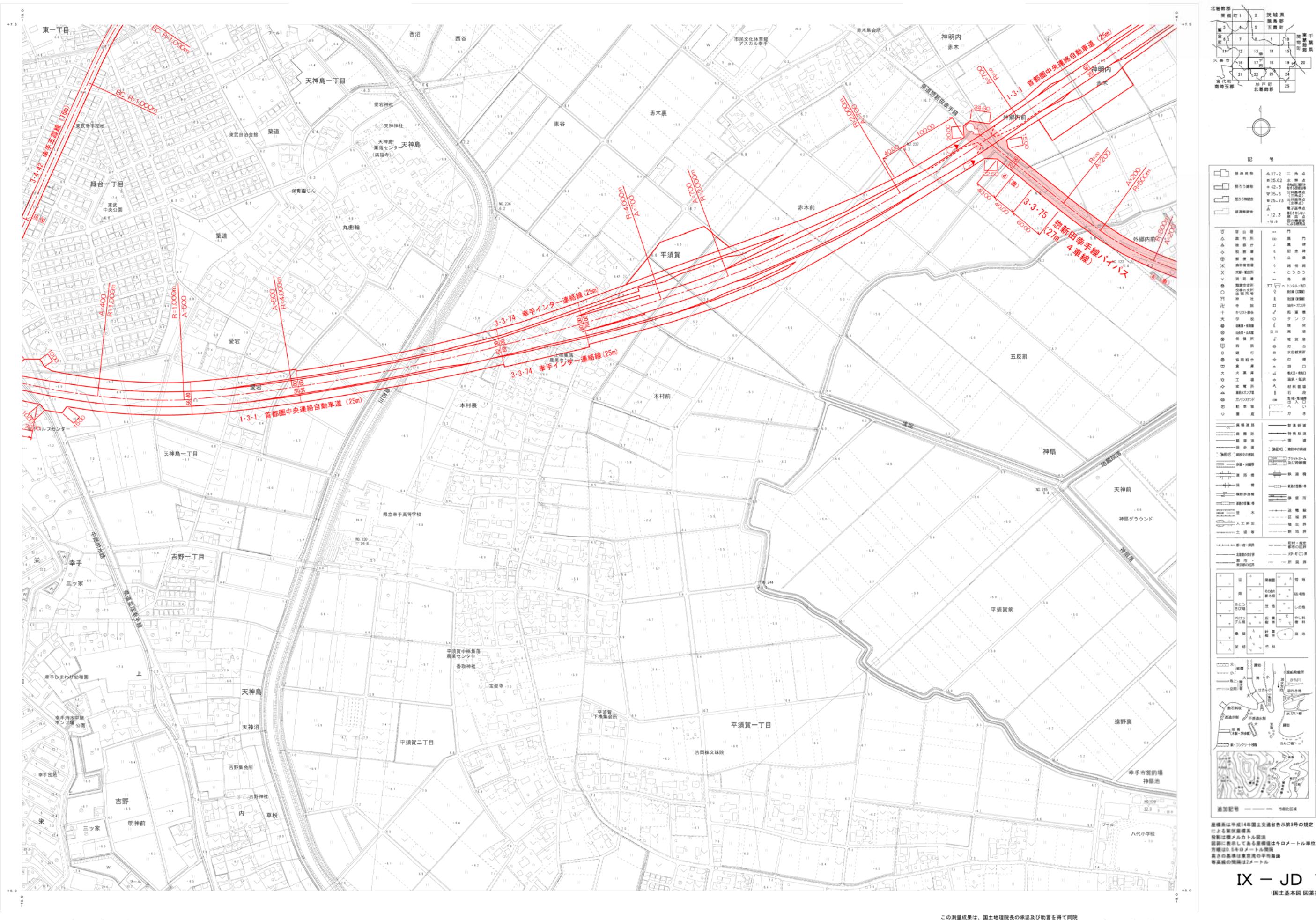


幸手市地形図 17



幸手市地形図 17

幸手市地形図 18

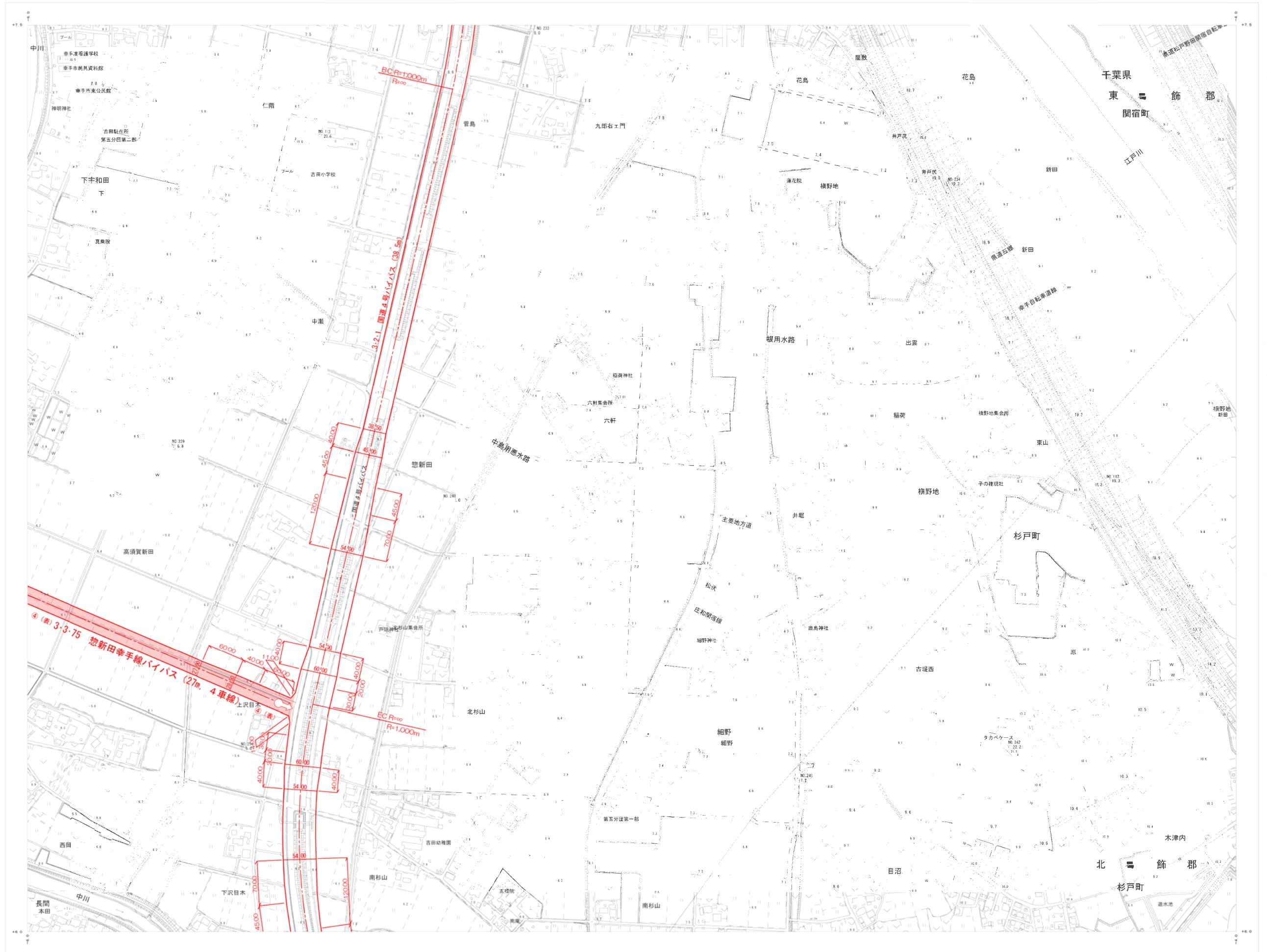


この測量成果は、国土地理院長の承認及び勧言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平14 関公 第1号

幸手市役所
太平洋航業株式会社調製

幸手市地形図 18

幸手市地形図 19



この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(測量標) 甲子山 開拓者 岩井

この測量成果は、久喜市長・栗橋町長・五霞町長・杉戸町長・
間宿町長・贋原町長の承認を得て同市町所管の測量成果を複製

手市役所
平洋航業株式会社調製

記号	品名
普通被物	△37.2 三角卓
普通被物	△25.62 水卓卓
整う被物	△42.3 各種脚部5cm 有る脚部5cm
整う被物	△35.6 伸縮卓-卓 △35.6 公式標準卓(水卓卓)
整う被物	△25.73 電子基準卓
普通脚開合	△12.3 脚開合しない △15.8 脚開合する △15.8 脚開合する △15.8 脚開合する
官公署	** 門
官公署	- 門
官公署	- 門
官公署	- 門

記号 ━ ━ ━ 市街化区域
は平成14年国土交通省告示第9号の規定
第Ⅷ種標識
横メルカトル図法
表示してある座標値はキロメートル単位
①キロメートル間隔
基準は東京湾の平均海面
を標示するものとする

IX - JD 78-4
(国土基本図 国名番号)

幸手市地形図 19